

第8回検討会における主な発言

- 司法と行政の乖離というが、被爆者に寄り添う姿勢が根底にあるのではないか。根底にあるものを大事に考えつつ、科学的に検証していく方法はどういうものかという考え方が必要ではないか。
- 行政の場合は、科学的な知見について、明示的に切れるところで切らざるを得ない。司法の場合は、個別的な事情の中で、科学も踏まえながら総合的に価値判断をしていく。そこに構造の違いがある。科学に基づく行政判断と司法判断はズれるという整理ではミスリードになるのではないか。
- 司法判断の進展に伴って、行政認定の基準についても何度か見直しが行われてきたことは評価できる。ただし、司法では急性症状を加味して認めているところがあるが、嘔吐、下痢などがあったから強い放射線を浴びたとは言えない。司法は個別の要因を加味しているが、行政判断の中に基準として持ち込むのは危ないのではないか。科学的な知見を離れるのはまずいのだろう。ただし、科学的知見を尊重することと、要件としてストレートに起因性を持ち込むかということは、少し切り離す余地がある。これまでの経験の積上げを忖度しながら、何か新しい枠組みの知恵を出しあうべきではないか。
- 委員の方々で立場の違う方がおり、これまでの積み上げがある事象について、新しく付加価値をつけるようなすばらしいアイデアは出ないのでないか。
- 厚生労働省が言っている科学的知見の根拠は放射線防護の考え方であって、これを原爆症の判断に当てはめるはどうか。ICRPも白内障のしきい値線量を 1.5Gy から 0.5Gy に変更しており、変わるものである。
- 確認書で総理が控訴をしないということは、司法の判断がわかっているからだと考えている。新たな審査の方針では物足りないので、司法が言っていることを相当飲み込んでほしい。
- 資料2の留意点を意識しながら具体的な論点整理を考えていくべきではないか。原爆の放射線の影響による疾病であるかどうかを大臣が認定するやり方でいいか。科学性の担保をどの程度まで考えるか。対象疾病を広げるべきかも論点。また手当について、13万円と3万円のギャップ、疾病の重症度や回復見込みのグレードづけの意見もあった。

その辺りを論点整理して議論すべき段階ではないか。今は起因性を要件としており、医療分科会では時間、距離、疾病の知見を集約して判断しているが、これまでの客觀性あるものさしの集積の中で認定の要件に取り込んでいくべきではないか。

- 放射性起因性という以上は科学的であることを求めたい。原爆起因性というのも一つのアイデアであり、そうすると少し科学とは外れるようなニュアンスがあってもいいのではないか。
- 科学的知見の範囲で現状にとどまっていると、司法の場でまた争いを繰り返し、高齢化した被爆者の救済が遅れる。司法判断をどういう形で取り入れるか、新しい仕組みを組み合わせることによって救済できないかを議論すべき。
- 放射線防護は科学的なポリシーとしてまとめている。一方、援護のポリシーというのもあり得る。科学を曲げないで援護をどうするかを考える必要がある。
- ある種の科学的な証拠に基づいてどういう人を救済するかという判断基準を考えるのがこの場である。原爆では最高裁判決は1例しかないが、下級審判決はバラツキがある。総合的な判断でどこまで救えるか考える必要がある。
- 現行の原爆症認定は少ない状況があるが、高齢者である被爆者には被爆したことによる疾患ではないかという気持ちがある。起因性は科学的知見を拠り所としているが、一方で科学的証明だけを求める外れていく方もいらっしゃる。何か歩み寄っていかないか。手当が二極化していることは正も提案すべき。
- 具体的な議論を進めるに当たって、原爆の色々な手当制度をトータルとして見ていくべきではないか。その際、原爆症認定対象者としてのグレードとして考えるのか、被爆者に対しての給付の在り方を検討するのか。被爆者の方にとって、もう一ランクあるとすれば状況に応じた対応ができるのではないか。全体の仕組みを眺めながらも、認定以外の給付の在り方についても意見を述べていいのではないか。
- 今は考える段階だが、作る段階に向けて新しい、いい制度に変えられるよう議論をしてほしい。
- まとめに向けては努力すべきである。その際、政治判断が出てくるので、注意事項を言うことも入れて議論すべきである。今の認定制度はパッチワークの積み重ねでできている。見直すのであればスクラップ・アンド・ビルトではないか。

- 手当だけでなく、被爆者に様々な現物給付がされている。その上になぜ手当が必要かという意味合いを考え直すべきではないか。
- 手当制度が生まれてきた背景を考察していく中で、そこに是であるという根拠性を検討していくべきではないか。既得権との関係は大きな問題となる。
- 最高裁の松谷訴訟では、救済すべきであるという立場から「高度の蓋然性」があればよろしいという表現をしている。いかにして救済するかという立場から、一貫して考え方を通していくほしい。
- 真実は全体的なものだが、科学は部分的なことをとらえて分析する。行政認定と司法判断の乖離も、どうにか真理に基づいて考えようとした結果だと思う。被爆者の苦痛を分かち合うという方向で、総合的に眺める必要がある。